

名護市日常生活用具給付等事業について

～介護・訓練用支援用具等の日常生活用具を給付する事業～

1 対象者の要件

- (1) 身体障害者（身体障害者手帳必須）、精神障害者、知的障害者、難病患者
- (2) 名護市に住所を有し、在宅の者（補装具給付に準じた居住地特例対象者を含む）
※ ストーマ装具、紙おむつ、頭部保護帽等については、在宅以外（入院中又は施設入所）でも支給の対象となります。
- (3) 用具の種目に応じた対象者であること。
※ 介護が必要な状況の者であって、介護給付により同等の給付を受けられる方は、当該用具の給付を受けることはできません。

2 自己負担額

自己負担は費用の1割となります。ただし、基準額を超える場合は、基準額を超える分も自己負担となります。（生活保護受給者は、基準額内であれば自己負担はありません。）

例) 特殊寝台（基準額：154,000円）の自己負担額

- ・ 購入費用が154,000円の場合
自己負担額は1割の15,400円（生活保護受給者は自己負担0円）
- ・ 購入費用が180,000円の場合
15,400円（1割）+26,000円（超過分）の計41,400円
（生活保護受給者は超過分26,000円の自己負担）

※ 日常生活用具の種類、基準額等については、別紙「日常生活用具の種別、対象者、基準額表（簡易版）」を参照してください

3 申請から支払までの流れ

- 1 申請：申請に必要な書類等を持参（代理人可）し、社会福祉課で申請手続きをお願いします。
 - (1) 市役所で記入するもの：日常生活用具給付（貸与）申請書
 - (2) 持参するもの：①見積書、②用具の給付を受ける方の障害者手帳
③カタログの写し、④生活保護受給証明書（生活保護受給者のみ）

※ 障害者手帳で用具の種目に応じた対象者に該当するかの判断が難しい場合は、主治医に「日常生活用具給付意見書」を書いてもらう必要がありますので、事前にご相談ください。

※ ストーマ装具、紙おむつについては、カタログは必要ありません。
- 2 決定：用具の給付が決定した際は、申請者と販売業者へ通知文等を送付します。通知書が届いたら、販売業者と連絡を取っていただき、用具を受け取る段取りや支払等に関する調整をお願いします。
- 3 支払：用具を受領後、販売業者へ自己負担分の支払をお願いします。公費負担分については、福祉事務所から販売業者へ直接支払います。

お問合せ先
名護市役所 福祉部 社会福祉課
障がい給付係
電話：0980-53-1212（内線124）